

# 寄付による地方自治への住民参画について ～マッチングギフト、寄付による投票条例を事例に～

## 1. はじめに

地域格差は正が叫ばれるなか、総務大臣の発案で議論が広がった「ふるさと納税」については、10月に出された「ふるさと納税研究会報告書」において、寄付金税制の応用により個人住民税の税額控除を行う方向が示された。今後、平成20年度の税制改正に盛り込まれる可能性が高いと考えられている。

その一方、住民による地方行政への関与に寄付の仕組みを取り入れようとする試みが、ふるさと納税の議論以前から広がりつつある。ひとつは「マッチングギフト（上乗せ寄付）」という考え方を取り入れた仕組みであり、もうひとつは「寄付による投票条例」である。

本稿は、関心の高まりつつある寄付を切り口とした事例を取り上げながら、寄付による地方自治への住民参画について最近の動きを整理するとともに、こうした新しい制度を導入することのメリットや課題を把握することで、今後の議論の参考となることを期待するものである。

## 2. 地方自治体の寄付収入

自治体の歳入決算の内訳として寄付金の項目が設けられていることからわかるように、自治体の寄付収入自体は、珍しいものではない。

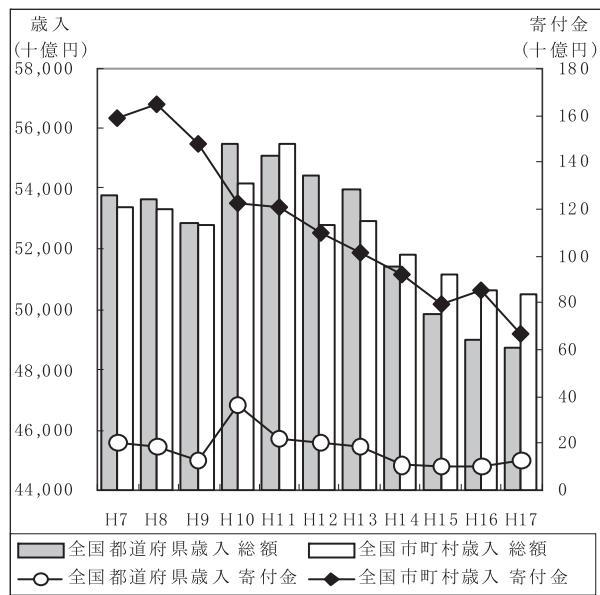
図表1に自治体歳入に占める寄付金の状況を示した。平成17年度における全国都道府県と市町村の寄付金収入の合計は791億67百万円となっている。決して少ない額とはいえないものの、歳入総額に占める割合は1%にも達していない。

図表1 全国自治体の歳入決算に占める寄付金の状況  
(単位：百万円)

区分	全国都道府県歳入		
	総額	寄付金	比率
平成7年度	53,730,220	19,914	0.037%
平成8年度	53,656,094	18,700	0.035%
平成9年度	52,887,509	12,800	0.024%
平成10年度	55,503,347	36,676	0.066%
平成11年度	55,079,188	21,924	0.040%
平成12年度	54,414,878	20,549	0.038%
平成13年度	53,962,473	18,627	0.035%
平成14年度	51,464,203	10,982	0.021%
平成15年度	49,811,034	9,827	0.020%
平成16年度	48,995,491	9,973	0.020%
平成17年度	48,694,518	12,556	0.026%
区分	全国市町村歳入		
	総額	寄付金	比率
平成7年度	53,365,389	158,216	0.296%
平成8年度	53,334,479	164,795	0.309%
平成9年度	52,785,429	147,720	0.280%
平成10年度	54,175,770	122,700	0.226%
平成11年度	55,507,450	120,501	0.217%
平成12年度	52,804,183	110,111	0.209%
平成13年度	52,938,099	101,309	0.191%
平成14年度	51,796,561	92,542	0.179%
平成15年度	51,195,752	79,757	0.156%
平成16年度	50,650,037	85,584	0.169%
平成17年度	50,478,606	66,611	0.132%

図表2は、図表1をグラフ化したものであるが、これを見ると市町村歳入における寄付金収入の減少傾向が顕著に現れている。過去10年で最も寄付金収入が多かった平成8年度(1,648億円)と、直近の平成17年度(666億円)を比較すると、6割もの大幅減少となっている。

図表2 全国自治体の歳入決算と寄付金の推移



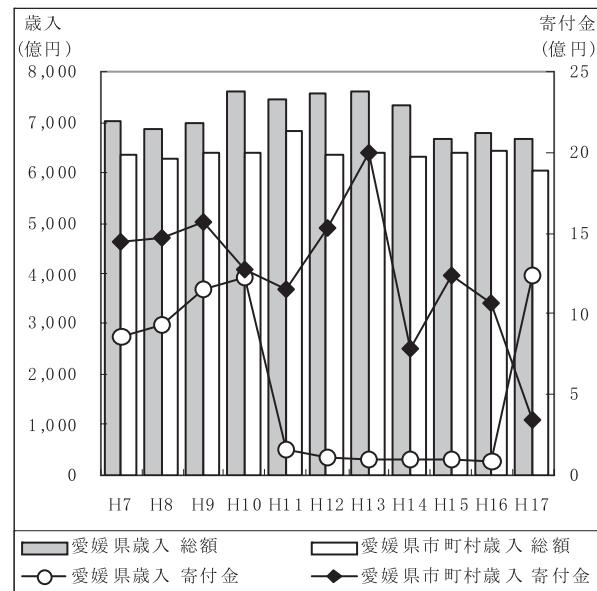
また、図表3及び図表4には愛媛県内の寄付金歳入の状況を示した。これを見ると、年度ごとの寄付金収入が大きく変動していることが読み取れる。年度ごとの変化は全国を合計すると緩やかに見えるが、個々の自治体で見ていくと変動が著しく、寄付金を安定収入として捉え難いことがわかる。

図表3 愛媛県内自治体の歳入決算に占める寄付金の状況  
(単位：百万円)

区分	愛媛県歳入		
	総額	寄付金	比率
平成7年度	701,792	864	0.123%
平成8年度	685,495	934	0.136%
平成9年度	699,641	1,155	0.165%
平成10年度	761,245	1,224	0.161%
平成11年度	746,548	157	0.021%
平成12年度	754,843	109	0.014%
平成13年度	761,753	101	0.013%
平成14年度	735,599	99	0.014%
平成15年度	667,636	102	0.015%
平成16年度	678,310	91	0.013%
平成17年度	665,331	1,233	0.185%

区分	愛媛県市町村歳入		
	総額	寄付金	比率
平成7年度	634,554	1,443	0.227%
平成8年度	628,903	1,471	0.234%
平成9年度	641,295	1,573	0.245%
平成10年度	639,828	1,270	0.198%
平成11年度	680,427	1,145	0.168%
平成12年度	638,017	1,532	0.240%
平成13年度	640,764	1,999	0.312%
平成14年度	630,781	779	0.124%
平成15年度	639,150	1,235	0.193%
平成16年度	643,074	1,066	0.166%
平成17年度	602,435	340	0.056%

図表4 愛媛県自治体の歳入決算と寄付金の推移



自治体歳入としての寄付には、寄付者により使途が特定されない一般寄付と、使途が限定された指定寄付がある。地方自治法では、負担付きの寄付又は贈与（受けることで自治体に法的な負担が生じる寄付又は贈与）を受ける場合は議会の議決が必要とされており（地方自治法第96条1項第9号）、こうした寄付の使途は制限されることになる。

使途が特定されない一般寄付扱いのものであっても、寄付者によって使途の希望が示されることもある。社会福祉に役立ててほしいとか、図書館の充実に使ってほしいといった遺言を残して亡くなる篤志家の例は、新聞報道でも時折目にするように、さほど稀なことではない。こうした寄付の受け入れや使途は状況に応じ適切に処理

## 寄付による地方自治への住民参画について ～マッチングギフト、寄付による投票条例を事例に～

されるが、一般的には、寄付者の意思が尊重されるものと考えられる。

また、多額の寄付をきっかけとした基金の設立や、環境保全・まちづくりなど特定目的の基金を設置して住民や企業・団体に寄付を呼びかけるなど、基金と組み合わせた形で活用されることも多い。

このように、自治体側から見た寄付の受け入れは、歳入予算案の作成時点などで事前に時期や金額を予測することが難しく、状況によって使途に制限を受けることが多いなどの課題がある。

### 3. マッチングギフト（上乗せ寄付）

寄付を受けることを積極的にアピールする形で展開される地方自治体事業として、マッチングギフトの考え方を取り入れる事例が見られる。

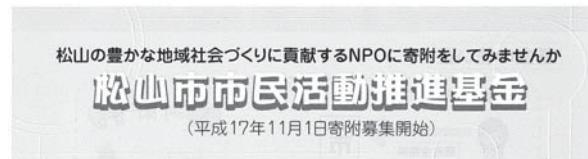
マッチングギフトは、もともと1960年代後半にアメリカのゼネラル・エレクトリック社（GE）が始めたもので、社員が個人的に行うNPOや教育機関などへの寄付に対し、企業が寄付金を上乗せ（マッチングギフト）して拠出する社会貢献のプログラムである。アメリカでは多くの企業が同様のプログラムを取り入れており、社会貢献の有力なツールとして一般的なものとなっている。

宮崎県宮崎市は、マッチングギフトの考え方を取り入れた事業を自治体として全国で初めて実施したことで知られる。同市の市民活動支援基金は、2001年（平成13年）のボランティア国際年を記念して、市が拠出したボランティア国際年記念基金1千万円をベースとしている。これに、市民、事業者、団体から寄せられた寄付金と、市が同額を上乗せ（マッチングギフト）し、合計金額を基金に積み立てている。基金を財源に、市民活動団体が企画・運営する事業に対し補助金を交付する仕組みである。

同じような仕組みは愛媛県内においても平成17年度に松山市が創設している。松山市は市民活動推進基金を立ち上げ、市民から寄せられた寄付に同額の市費を合わせて積立て、NPO等に助成し市民活動の活性化を図っている。個人寄付は所得控除、法人寄付は損金参入が可能となっている。寄付の際、希望する活動分野を指定することがで

きることや、交付対象団体の公開選考審査会を実施しているなど、使途の透明性確保にも配慮されている。

図表5 松山市市民活動推進基金



#### 市民活動推進基金とは…

市民ニーズが複雑かつ多様化する中、これまでの行政だけが公的サービスを供給することは、効果といつても市民満足度の向上という点でも十分ではないと考えられます。

近年、公共を担う可能性を持つ多くのNPOが生まれ育ちつつありますが、こうしたNPOによる活動は、活気に溢れ魅力あるまちづくりに重要な役割を果たすことが期待されています。

そこで、「松山市市民活動推進基金」は、市費と市民の皆様からの寄附金を活用し、市民一体となってNPOの活動を支援するもので、こうした取組みにより、地域に暮らす人々が快適な生活を送ることのできる豊かな環境づくりにつなげていまいります。

※ここでいうNPOとは、一定の要件を備えた市民活動団体を指し、法人格の有無を問いません。

#### 特徴…

##### ★ 寄附先として、活動分野を希望することができます。

※ 寄附金は、市民活動推進委員会の公開審査を経て、市が助成先及び一定の基準に基づき補助額を決定します。活動分野（リスト参照）を希望して、寄附された皆様の情報は参考にさせていただきますが、申請団体の応募の状況により、ご希望に沿えないこともあります。このような場合でも、寄附金を返還することはできませんので、ご了承ください。

##### ★ 税制上の優遇措置があります

###### ◎ 個人が寄附した場合

（所得税） 寄附金額 - 5千円 = 所得控除額  
※ただし、上限は寄附者の年間所得総額の30%が限度です。

（地方税） 寄附金額 - 10万円 = 所得控除額  
※ただし、上限は寄附者の年間所得総額の25%が限度です。

###### ◎ 法人が寄附した場合

法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額損金算入できます。

（税制上の優遇措置を受けるには…  
毎年3月15日までに、前年分の所得を税務署に申告します。その際、市が発行した「寄附金領収証明書」を添付して申告してください。）

（松山市ホームページより）

また、図表6のとおり、大阪府、愛知県、千葉県、神奈川県などの自治体でもマッチングギフトの導入事例が見られる。把握できた範囲では、埼玉県北本市が「宮岡の谷津」を保全するための環境保全事業や啓発活動を進めるトラスト活動を目的としている以外は、すべての事例が市民活動や公益活動の支援を目的としている。

日本においても、近年、マッチングギフトプログラムを導入する企業が増えてきているが、アメリカとは異なり、寄付主体が個人ではなく職員グループとなっているものが多い。すなわち、職員グループが積み立てたお金を募る場合に、企業がマッチングギフトするといった仕組みである。

例えば、花王の「ハートポケット俱楽部」は、社員による社会的支援を目的とした組織で、趣旨に賛同する社員が毎月の給与から任意の金額を積み立て、社会的支援

を目的とした寄付等に役立てている。寄付先や使途は、社員からの申請を受け、代表で構成される運営委員会で決定され、寄付先には花王がマッチングギフトを行っている。

また、愛媛県においても、地元の愛媛銀行が平成19年7月に「ひめぎんCSR俱楽部」を設立し「ひめぎん愛・愛ギフト」と言う名称でマッチングギフトを始めている。これは、目的に賛同した銀行役員・行員・嘱託から、毎月50円の寄付金を集め、その合計金額と同額を愛媛銀行も拠出して、愛媛県内の環境・福祉・教育及び文化・スポーツ活動に対して寄付を行ない、愛媛県内の環境改善、福祉の向上、教育・文化・スポーツのレベルアップに寄与することを目的とするものである。

日本の自治体で取り組まれているマッチングギフトは、個人が主体的なアメリカの制度よりも、日本企業でのグ

**図表6 マッチングギフト制度の導入状況**

	自治体	基金等の名称	導入時期
1	宮崎県 宮崎市	宮崎市市民活動支援基金	平成13年
2	大阪府 池田市	池田市公益活動促進基金	平成13年
3	千葉県 浦安市	浦安市市民活動基金	平成14年
4	栃木県 宇都宮市	宇都宮市市民活動助成基金	平成14年
5	愛知県 犬山市	犬山市市民活動支援基金	平成15年
6	神奈川県 大和市	大和市新しい公共を創造する市民活動推進基金	平成16年
7	大阪府 大阪狭山市	市民公益活動促進基金	平成16年
8	埼玉県 北本市	高尾宮岡ふるさとのみどりのトラスト基金	平成16年
9	神奈川県 茅ヶ崎市	茅ヶ崎市市民活動推進基金（市民活動げんき基金）	平成17年
10	愛媛県 松山市	松山市市民活動推進基金	平成17年
11	長崎県 佐世保市	市民公益活動団体自立化支援基金	平成19年
12	愛知県 豊橋市	豊橋市市民協働推進基金	平成19年
13	千葉県 松戸市	松戸市協働のまちづくり基金	平成19年

※ 自治体HPなどから、マッチングギフトを明示しているものを整理

※ 既存基金に後で導入した場合はマッチングギフトの導入時期を記載

ループ主体の制度に影響を受けていると思われる。しかし、自治体によるマッチングギフト制度では、市民活動団体等への支援が補助金の形で行われるパターンが多く、その場合使途の制限や精算報告を伴うため、本来の「ギフト」（＝寄付）とは、意味合いが異なっているものと捉えられよう。

自治体によるマッチングギフト制度の導入は、住民からの寄付の多寡によって事業規模が変動するという視点を取り入れたという点が、革新的であると考えられる。

#### 4. 寄付による投票条例

マッチングギフト方式を別の視点で捉えると、事業規模の決定権を住民（寄付者）に委ねる仕組みとも言えるが、さらに、事業の実施自体を寄付者に選択させる制度の導入が進みつつある。「寄付による投票条例」である。

条例の普及を目指す寄付市場協会株式会社によると、寄付による投票条例とは、「自治体が提示したまちづくりのための複数の政策メニューに対して、市民が自らの望む政策メニューに寄付することで、政策の実現を図る仕組みのこと」とされている。また、構成要件として、「目的で様々な政策メニューが設定できるように『地方自治の発展』や『まちづくりの推進』などを謳っている上で、複数の政策メニューを提示し、寄付者が選択できるようになっていること」を挙げている。

同社ホームページによると、寄付による投票条例の制定状況は、図表7のとおりとなっている。

**図表7 寄付による投票条例の制定状況**

	市町村	条例名	施行日
1	長野県 泰阜村	ふるさと思いやり基金条例	H16. 6. 23
2	北海道 ニセコ町	ふるさとづくり寄付条例	H16. 9. 17
3	岡山県 新庄村	協働のふる里づくり基金条例	H16. 12. 20
4	秋田県 小坂町	未来創生基金条例	H17. 3. 18
5	北海道 松前町	さくらと城のふるさとづくり基金条例	H17. 4. 1
6	北海道 沼田町	ふるさとづくり寄付条例	H17. 4. 1

寄付による地方自治への住民参画について  
～マッチングギフト、寄付による投票条例を事例に～

7	北海道 羅臼町	知床・羅臼まちづくり寄付 条例	H17. 6. 23
8	北海道 長万部町	まちづくり基金条例	H17. 9. 13
9	北海道 本別町	個性あるふるさとづくり寄付 条例	H18. 4. 1
10	熊本県 小国町	ネットワーク事業寄付条例	H17. 12. 16
11	北海道 中頓別町	豊かな環境づくり寄付条例	H18. 4. 1
12	岩手県 葛巻町	ふるさとづくり寄付条例	H18. 4. 1
13	奈良県 天川村	山癒（やまゆ）の里寄付金 条例	H18. 4. 1
14	北海道 福島町	ふるさと応援基金条例	H18. 4. 1
15	滋賀県 高島市	水と緑のふるさとづくり寄付 条例	H18. 4. 1
16	長野県 王滝村	むらづくり寄付条例	H18. 9. 21
17	北海道 夕張市	夕張まちづくり寄付条例	H19. 4. 1
18	長野県 根羽村	水源の郷基金条例	H19. 3. 7
19	神奈川県 大和市	寄付条例	H19. 4. 1
20	北海道 新得町	ふるさと思いやり寄付条例	H19. 4. 1
21	大分県 九重町	まちづくり寄附金条例	H19. 3. 23
22	和歌山县 湯浅町	ふるさとまちづくり寄付条例	H19. 4. 1
23	福岡県 八女市	ふるさと支援寄付条例	H19. 4. 1
24	徳島県 三好市	ふるさと応援基金条例	H19. 3. 30
25	鹿児島県 与論町	ヨロン島サンゴ礁条例	H19. 6. 20
26	栃木県 益子町	ふるさとづくり寄付条例	H19. 9. 21
27	岩手県 田野畠村	田野畠むらづくり基金条例	H19. 10. 1

愛媛県での導入事例はないが、こうした取組みについて、平成18年9月に、愛媛県、松山市、今治市、新居浜市、四国中央市の各議会において、また、平成18年12月に宇和島市議会において、議員による質問が相次いで行われている。図表8に、質問者が挙げる寄付による投票条例のメリットを整理した。

図表8 質問議員が挙げるメリット

【財源の確保】

- ・三位一体改革を先取りし、財源確保を目指すもの
- ・自主財源捻出の一つの方策
- ・自治体にとって新たな財源調達手段の開拓になる
- ・自治体の財源の涵養につながり、自主財源が拡充される
- ・出身起業家、都市在住高額納税者からの寄付による地元外からの財源確保
- ・都会の高額所得者がふるさとの自治体に寄付することで、自治体の財政力を高め地方交付税の代替効果を生む
- ・寄付が第2の財源になり、自主財源が拡充される
- ・都市に住む住民が、愛郷心からふるさとの自治体に寄付することで、民間版の地方交付税となる
- ・寄付は民間版の地方交付税に当たる。都市住民がふるさとの自治体に寄付することで都会から地方への新たなお金の流れが期待できる

【無駄な事業の排除】

- ・予算消化のための事業執行が排除される効果がある
- ・政策ニーズのない事業には寄付が集まらず、むだな公共事業が排除される

【寄付者の所得控除】

- ・寄付そのものが所得控除から一部でも税額控除になれば、一気にブームが来そう
- ・寄付をした人には一定の寄付金控除が受けられ、寄付者にもメリット
- ・寄付をする側にも、一定金額を超えると所得控除の対象となる

【住民参加】

- ・斬新な政策メニューを掲げることで、市内外に潜在的に多数存在する地元応援団の人々に対し、地元への思いを実現する場を提供することができる
- ・市民をはじめ、ゆかりの人たちも巻き込んだ住民参加型行政を実現する一助にもなる
- ・寄付者の政策ニーズが反映され、事業に直結させることができる
- ・寄付に応じた事業化により政策ニーズを反映した事業に直結させることができる
- ・市民が寄付をしようとした場合、まちづくりに何が必要かを考える機会となり、自治意識の向上に役立つ
- ・市民の政策ニーズを寄付の金額で計量化して把握することができる
- ・市民の自治意識の醸成につながる
- ・住民参加という地方自治の本旨に基づく施策である

【その他】

- ・自治体にとってはメリットが多く、デメリットの少ない仕組み
- ・取り組むのであれば、早いもの勝ち
- ・寄付がなければできないというだけで、初期投資も何もないから失敗というものがいる

質問への答弁内容には、行政側が考える「寄付による投票条例」のメリットや課題が表れている。図表9に整理した。

図表9 答弁内容に示されたメリットと課題

【メリット】
・市民、市出身者、企業、団体など幅広い人々に自治体の政策への参画を促す
・寄付者が政策に間接的に参加することで分権時代にふさわしいまちづくりへの参加を実現
・寄付者にとっては、直接自治体政策への参画となる
・市民との協働のまちづくりを実現する手段として、有望な新しい施策形成の仕組み
・寄付者の自治体運営への参画が促される
・住民等の考えがより直接的に自治体の事業実施等に反映される
・掲げた政策への外部評価的な効果も得ることができる
・厳しい財政状況の中、自治体としては、新たな財源調達の開拓になる
【課題】
・政策実施の選択を寄付者の意向にゆだねることと、長の予算編成権や議会の議決権との関係
・寄付金の多寡によって施策への関与の度合いに差が生じること
・多額の寄付による政策誘導の問題
・他市の例では、条例の制定当初は寄付が多いけれど、徐々に少なくなってくる傾向がある
・既に条例に基づく基金への寄付を財源の一部としたり、個々の寄付の趣旨を生かす形で基金に積み立てたり直接事業の財源に充当することで、施策を展開している
・独自のまちづくり債を発行し、新たな財源調達の手段とともに、市民参加によるまちづくりを推進している
・地方自治法における寄付の制限との関係
・税に加えて寄付を募ることが住民にどう受けとめられるか
【今後の方針】
・先進事例を参考にし、研究を深めながら検討したい
・直ちにこの制度を導入することは、現時点では困難であるが、実施中の先進事例も参考にしながら、調査研究したい
・市民参画や自主財源確保の方策について幅広く研究したい
・既に導入している自治体の状況などを踏まえながら、よりよい協働自治の形とはどういうものか、研究したい

答弁において課題として挙げられている、長の予算編成権や議会の議決権については、既に先行事例もあることや、条例制定自体が議会で議決されることを考えれば、

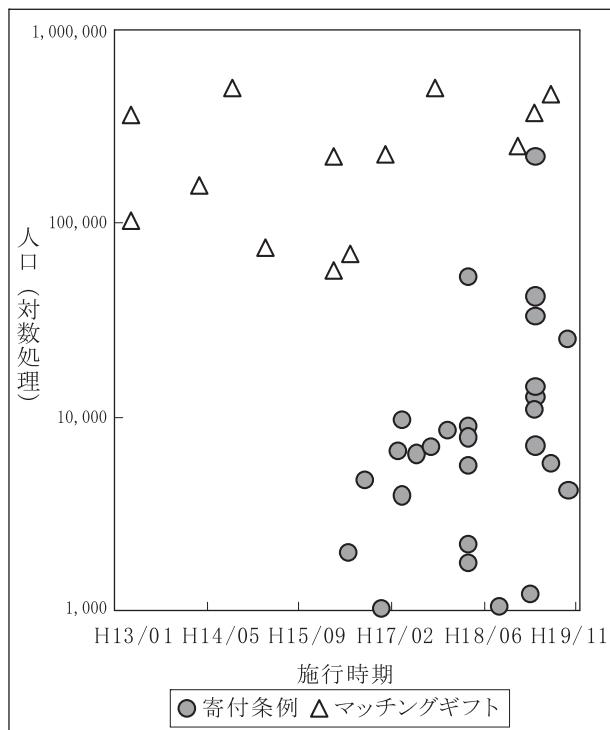
クリア可能な問題と考えられる。また、多額の寄付による政策誘導の可能性については、事前に決める政策メニューにおいて、誘導されても問題ないように配慮することが可能ではないだろうか。

寄付による投票条例は、多少でも自主財源を確保できれば良いという割り切りができるのであれば、確かにデメリットが少ないシステムと考えられるかも知れない。

## 5.まとめ

マッチングギフトと寄付による投票条例は、どちらも寄付を切り口にした取組みであるが、制度を導入している自治体の傾向には大きな違いがある。マッチングギフトを導入する自治体は、大都市近郊か地方の中核的な都市で、数十万人程度の人口を抱えているところが殆どである。一方、寄付による投票条例を導入するのは小規模な自治体が多く、人口1万人以下の町村が7割を占めており、10万人を超える自治体の導入例は神奈川県大和市のみである。図表10に両制度を導入した自治体の平成18年10月現在人口をグラフ化した（わかりやすいよう人口は対数処理をしている）が、両制度の導入自治体が、人口規模の点で明確に分かれていることが読み取れる。

図表10 マッチングギフト・寄付による投票条例を導入した自治体の人口規模と導入時期



## 寄付による地方自治への住民参画について ～マッチングギフト、寄付による投票条例を事例に～

これは、それぞれの制度が想定する寄付者の違いに起因するものではないかと考えられる。マッチングギフト制度を導入している自治体が想定する寄付者は、制度のPR状況や実際の寄付状況から、主に地域内の住民や企業・団体と見られる。一方、寄付による投票条例では、むしろ地域外の例えば大都市圏からの寄付に大きな期待が持たれている。

両者を比べると、寄付による投票条例は、地域外からの寄付を呼びかけるためのアピールを幅広く積極的に行う必要があるため、目に付きやすい特性がある。また、地域格差是正の議論の中で、規模が小さく財政が厳しい自治体を応援したいという時代の雰囲気もあり、マスコミでも取り上げられることが多いなど、マッチングギフトに比べ勢いが感じられる。今後、神奈川県大和市のように規模の大きな都市での寄付による投票条例の導入が進めば、マッチングギフト方式を包含するような形の導入事例が出る可能性もある。

ただ、寄付文化が十分に根付いていない日本において、必要とする寄付金額を安定的に確保できるかという点では、大きな課題を抱えていると言えよう。

図表11は、宮崎市の市民活動支援基金への寄付金額を示したものであるが、年ごとの増減が激しいことや、金額が通減傾向にあることが見て取れる。

**図表11 宮崎市市民活動支援基金への寄付金額の推移  
(単位：百万円)**

年	寄付金
平成12年	2,443,000
平成13年	2,562,050
平成14年	7,240,000
平成15年	5,871,255
平成16年	1,775,800
平成17年	1,424,843
合計	21,316,948

(宮崎市ホームページより)

制度が異なるため金額を単純に比較することには意味がないが、他のマッチングギフト方式を取り入れた自治体の公表されている寄付金額を見ると、年間数万円から数十万円となっているところが多い。ちなみに松山市の平成18年

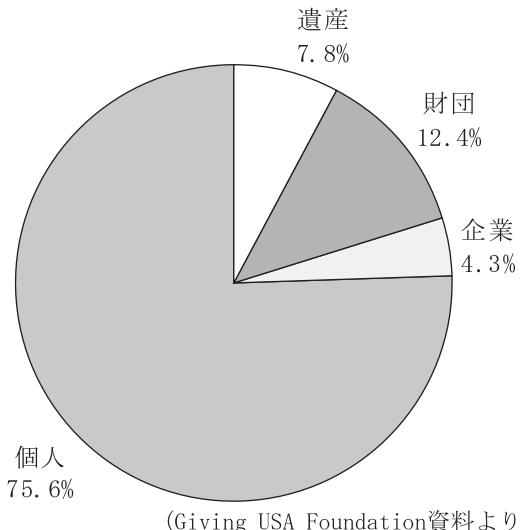
(制度創設初年)における市民活動推進基金への寄付は、1,704,500円となっており、今後の動向が注目される。

寄付による投票条例でも、例えば北海道羅臼町は総額で4千万円以上の寄付を集めているが、思ったほど寄付が集まらない自治体もある。導入済みの27自治体の平均受入総額は830万円(11月18日付け朝日新聞)となっており、財政規模の小さな自治体では貴重な財源だが、安定しない、通減傾向があるなどの課題もはらんでいる。

ふるさと納税研究会報告書のなかでは、ふるさと納税が国民の関心を呼んだことの意義のひとつとして「納税者が自分の意思で、納税対象を選択できるという道を開くもの」であることが指摘されている。自分の意思で対象を選択するという意味では、寄付はその最たるものであろう。しかし、本稿の冒頭で指摘したように、日本の自治体の寄付歳入は、全体比率で見るとわずかである。

マッチングギフト発祥のアメリカでは、寄付は日本と比較にならないくらい日常的であって、個人が寄付の主体の大半を占めている点に特徴がある。図表12に示したとおり、平成18年のアメリカの寄付総額は2,950.2億ドル(約32兆円)で、その75.6%が個人によるものである。一方日本の状況は、例えば日本の企業の寄付金支出額は平成17年で5,031億円(法人税申告ベース:国税庁統計年報書より)、平成17年度の地方自治体の寄付歳入総額は666億円と、日本の寄付市場は経済規模に比べてまだ未成熟と言わざるを得ない。

**図表12 平成18年のアメリカでの寄付の内訳**



こうした点を考えると、マッチングギフトも寄付による投票条例も、あるいは、ふるさと納税にしても、マクロ的に見れば、直ちに地方税や交付税に代わるほどの財政的なインパクトを持たせることは困難と言えよう。

しかし、個々の自治体、特に財政規模が小さな自治体にとって、わずかでも自主財源を確保できる効果は大きい。また、寄付者に地域の情報や特産品を届ける自治体もあり、地域のPRやファンづくりに役立つ効果も小さくない。

インターネットに代表される情報革命の進展により、個人や小規模なグループの取組みでも、多くの人の賛同を得られれば、資金を集めることが容易になってきている。マッチングギフトや寄付による投票条例のような制度導入を、住民による地方自治への関心を高め、住民参加型の地方行政を促進させる契機と捉え、中長期的に日本の寄付文化を醸成することができれば、寄付を通じて地方自治に参画する住民も増え、寄付を活用した事業拡大も図ることができよう。そうした意味において、今後の寄付に関わる議論の高まりを期待するものである。

(当センター主任研究員 武智 公博)